

成島信遍年譜稿（十八）

久保田 啓 一

【キーワード】成島信遍、道筑、錦江、池上幸政、幕府書物方日記、極楽寺、藤巻教真、紅葉山法華八講、八講私記

寛保三年 癸亥 一七四三 五十五歳

（承前）

△ 十月、中村富士郎の帰坂に際し、石島筑波が服部南郭の「送中慶子帰浪華詩序」及び太宰春台や信遍達の送別詩を偽作するか。

（『護園雑話』・日野龍夫氏『服部南郭伝攷』）

日野氏『服部南郭伝攷』（ぺりかん社、一九九九年）に、寛保三年十月の事蹟として立項される（三二〇～三二二頁）。享保十六年の項に引かれた『護園雑話』の、石島筑波が市川団十郎・瀬川菊次郎から依頼されて護門諸家の書を偽作したり、中村富士郎（俳号慶子）が京に上る時に太宰春台・服部南郭の送序を偽作したりしたという逸話（二三八頁）に直接関係すると思われる記載を静嘉堂文庫

蔵『護園雑話』の巻末に見出し、

南郭の「送中慶子帰浪華詩序」と題する文章（慶子は富士郎の俳号）と、春台・密雲（未詳）・成島道筑・本多猗蘭・高野蘭亭・入江南溟の送別詩を収める。これらが、右にいう筑波の戯れの偽作であろう。南郭名の序の末尾に「寛保癸亥冬十月」と記すので、一件をこの年に置く。（下略）（三二二頁）

と日野氏は説く。ただし、静嘉堂文庫蔵松井簡治旧蔵本『護園雑話』（請求番号 五二四一・一六二・三八五九）の巻末を見ると、南郭の「送中慶子帰浪華詩序」以下、南溟江忠固の詩までを記した二丁と、本来は裏見返しに貼られていた一丁の計三丁は、一面十行の罫紙が使用され、『護園雑話』の本文とは明らかに料紙・筆跡とも異なることがわかる。松井氏に至る旧蔵者の誰かが内容の関連性を認めて一冊に綴じこんだものと思われ、本来は『護園雑話』とは無関係の資料と見なさなければならぬ。現に『続日本随筆大成』4（吉川弘

文館、一九七九年）所収本には、南郭の序以下は記載されない。他の資料の裏付けも得られないので、信遍の送別詩を本当に筑波が偽作したのかどうかには一抹の疑問を残したまま立項することとした。「苾芻子密雲」と「神戸侯忠統」の間に挟まれた信遍の作は次の通りである。

鳴鳳卿子陽

開筵落日送君行 旅雁偏驚離別情

到日浪華早棹発 因風為賦去昌城

送別の宴において富十郎への惜別の情を謳い、大坂に着く頃には早咲きの梅が咲いているだろうと前途を祝し、江戸を去る富十郎へ詩賦に託した思いを伝えるとの趣旨であろう。信遍が詩を詠する場合、「鳴鳳卿」か「島婦徳」の称を用いるのが常で、「鳴鳳卿子陽」と記した例を知らない。もともと、信遍の漢詩が断片的にしか伝存しない現状では、この作は信遍の作ではないと断言はできず、かといって筑波の偽作とも決められないというもどかしさが残る。

○この年、池上幸政に「博望舎」の文字を住居の額用に揮毫して与える。
（『池上家文書』六）

中道等氏校訂『池上家文書』第六輯（池上文庫、一九四一年）所収「博望舎日記 三」の明和六年六月八日の記事に、「博望舎棟上」と題する一文を載せる。現行の字体に改め、句読点を私に補って掲

げる。

○八日 曇 博望舎棟上

すまゐすべき家も出て、けふは棟上とて古郷の人々も来り、山里の人々もあつまりて、よろこびをのべて、目出たや松の下庵とうたひぬ。此家を博望舎と名づけぬことは、廿年あまり七とせのむかし、信遍の御主、博望舎と書てみづからが住所の額にとて玉はりけるなり。いかなることにて玉ひけるやとひ奉りしに、後にはおもひあはすることも有ぬべしとぞのたまひける。しかはあれども、住なれし家は亡父のむかし酔翁亭と名づけおき玉へば、今更に名づくべきにあらず。そのち池上新田に家造りしことのあれば、これに名づくべきやとおもひしが、これまたかの御主、与楽の文字をかいて玉はりければ、与楽亭と名づけ侍りぬ。かくて星霜をふるほどに、六年さき明和元年のことになん侍りし、公の仰によりて三沢・倉沢の二所をみることの侍りしに、その頃はみづから住べき所となんとはおもひきや、土のよしあし、水のたより、あつささむさのほどまでもかうがへて申上にしことの侍りしなり。しかるに、こたび思ひもかけず、公より此所をあづけさせ玉へること、かの張騫が博望尋河のおもかげおもひ出られ侍りぬ。されどわれ張騫にいかで及ばんや。此所のありさまをかねて見たりとて、尋河になんぞたぐふべけんや。たゞ公の御恵の光くまなくして、真柴かる山賤、もしほ汲蟹すらも、かくかしこき仰を蒙り奉り

ぬることは、かの張騫が匈奴をのがれて再び功名をあらはしたるよろこびにもおさ／＼とるまじうおもひ侍れば、今こそ信遍の御主の言のおもひ合せられ侍りければ、博望舎とは名づけ侍るなり。于時明和六年六月八日のゆふべに、藤原幸豊しるす。

(一三四～一三六頁)

文中、明和六年から数えて「廿年あまり七とせのむかし」に、信遍が幸政に「博望舎」の文字を書いて与えたことが見える。よって寛保三年の事蹟とした。

信遍が幸政の住居の名として「博望舎」を選んだ理由は示されなかったが、明和六年に幕府から三沢・倉沢の地を借りて新たに家を建てる時、「博望尋河」(蒙求)の故事で有名な張騫とわが身を重ねようとする発想が幸政の中に生まれ、初めて信遍の思いに気づかされて邸宅の名としたという趣旨の文章である。なお、池上新田の家の名「与楽」を書き与えたのも信遍であった由であるが、その年時は示されていない。

翌寛保四年は二月二十一日に延享と改元される。便宜上、寛保四年に属する事蹟も延享元年のものとして記述する。

延享元年 甲子 一七四四 五十六歳

○ 正月十二日、御側衆巨勢縫殿頭至信より「江談抄」を受け取り、

御文庫に返却する。

(『幕府書物方日記』十八)

この日、詰番の書物奉行深見新兵衛は、御側衆小笠原石見守政登の指示を受けて「日本紀」十二冊を奥へ差し出した。それを受けて次のような記事がある。

右之節、縫殿頭殿、道筑ヲ以左之御書物、御下ゲ被成、受取、改、元番へ納之。

戌十一月廿二日上、

△江談抄 四冊

「戌」は寛保二年壬戌のこと、この年十一月二十二日、確かに巨勢縫殿頭の要請で御文庫は「江談抄」四冊を差し上げている(『幕府書物方日記』十七、二四四頁)。

○ 正月二十五日、「謠抄」について書物方へ手紙を出し、書物奉行近藤源次郎より返答をもらう。近藤は信遍の手紙を「御日記」に挟み、各奉行に順覧を促す。

(『幕府書物方日記』十八)

謠抄之儀二付、今日戌島道筑より手紙到来、此文言を請、致返書遣申候。各様与得御了簡被成御覧可被成候。

右道筑手紙、御日記にはさし置申候。御順覧可被成候。

「謠抄」二十冊は、正月十一日に御文庫より奥へ差し上げられたが、詰番の書物奉行川口頼母へ直接指示を下した小性建部左京亮秀行

と、「上ゲ目録」を差し出した相手の御側衆渋谷和泉守良信との間で行き違いがあり、和泉守が「上ゲ目録」の受け取りを拒否するなどとして、頼母が両者の間で右往左往するという出来事があった（正月十一日条）。建部と渋谷との連絡調整がうまく行われていなかったことが想定される。信遍の手紙とは、「謡抄」の差し出しにまつわる奥向の状況を内々に御文庫側へ知らせるものだったのではない。勿論内容について一切触れられていないので、あくまでも想像の域を出ないが、奥務なればこそ、小性や御側衆同士の人間関係をつぶさに観察することもできたであろう。書物奉行達へ、今後の留意点を教示する手紙を送ったのだとすれば、常に書物の差し出しと返納に協力して従事する奉行達への、信遍なりの配慮といつてよいかもしれない。

この後、「謡抄」は正月二十八日に渋谷によって受け取られ、建部が「伺書ニ右和泉守殿え差出之と相認候様ニ」（正月廿八日条）深見新兵衛に面談の上申し渡すことで結着した。二月二十七日には渋谷の責任で「謡抄」は御文庫に返却されることになる。どうやら、建部が渋谷の体面を慮ることなく先走って事務的に処理しようとしたのが渋谷の癪に障ったというのが事の発端だったのではないか。信遍の手紙がそのあたりの微妙な機微を伝えるものであったとすれば興味は尽きないが、先述の通り、手紙の内容が記録に留められることはなかった。

四

○ 二月七日、「夾漈通志」について書物方へ書面で問い合わせる。

（『幕府書物方日記』十八）

成島道筑より来書、夾漈通志之義二付、鄭樵宋朝之人二候哉、萬姓統譜等二而考書拔越し候様ニ申来候間、萬姓統譜・宋史相考、宋朝之人二而有之候間、其段返書ニ申遣候。且又通志之文、通鑑外紀と似候様相見へ候、何ヲ本といたし通志者書キ申候哉、考も御座候ハ、申越し候様ニと申来候。此義、宗史之伝相考候得共、先ヅハ相知レ不申候間、其段申遣、追而相知候ハ、可申入とも致返事候。右来書も差置申候。

「通志」を撰した鄭樵の素姓、及び「通志」の依拠した典籍の調査を書物方に依頼している。どのような業務に関わるのかは不明。

○ 五月一日、「亡母五十回忌に極楽寺へ申遣しける言葉」（『全集』巻二）を記す。

信遍の実母が死去したのは元禄八年六月二十一日のことで、信遍は七歳だった。拙稿「成島信遍年譜稿（二）」（『江戸時代文学誌』六号、一九八九年三月）に「草のはら」（『全集』巻十）と「亡母五十回忌に極楽寺へ申遣しける言葉」を引いて立項、また拙稿「成島信遍年譜稿（六）」「享保十四年（二十年）」（『広島大学文学部紀要』第五六巻特輯号一、一九九六年十二月）の享保十七年六月

二十一条に「草のはら」全文を翻字して三十八年忌までの経緯を見渡した。本項はこれらに続く内容を有する。『全集』巻二の本文に従い、適宜句読点・濁点などを補って掲げる。

亡母五十回忌に極楽寺へ申遣しける言葉

出羽の国最上極楽寺に母のおきつきをいとなみ侍りしは、こゆるぎのいそぢの昔になん。それはやつがれ七とせの程にぞ侍りし。国のかみなる人は源の忠雅となん申し。それにち、なるはつかへて侍りしが、やがて備後の任にかはりてそこにまかれり。海山の路三百余里をへだてぬれば、しきみ・あかをもおりにそなふるけうやうをろそかにして、春秋のうつりゆくま、雲井のかりの伝だにまれくなれば、「たへずや苔の」とよみけん松かぜの音づれをも聞わたるべきすがもあらではべりしが、はからずも幕府にみやづかへ奉る身となりて、むさしの、露の恵浅からずかうぶり、官途もすゝめられ、むなしき名をさへ世にもしられ侍りしが、親なる人もうせぬ。軒の草しのぶの露わすれえぬを、家につかへるもの、羽黒の山ぶみせしつゝ、かの西方みだのみくにの名におへりし極楽寺にまふでさす。かのなき跡のしるしをだにとひて帰りごとひしを、そのごとくものして上人良願のみもとにしかくのごとくけいす。いとねみころのものし給ひ、在つるしるしを草ばの陰にをしへ給ひ、みのりのつとめかたのごとく行ひ給はり、そのかたはらなる石

に六字の御号と母なる人の戒の名をかいつけてあつらへつけさせ給ふことゝも、有がたき値遇なりける。それも今はとし帰ぬ。

ことし六月廿一日なん、その五十年忌也ければ、せめてのけうやうにせまほしう、浅かのぬまのあさきことのはに五十年忌といふことを首のかみにそへて、一枝の花一ぬむの香にかへぬる心ざしを風のたよりにたぐへよせ侍るものなり。いでや来迎いむぜふは師檀のむかし導きあれば、一定にして夢うたがふことなし。哀華のうてな紫の雲のゆかりにことの音ふえのしらべをそへて、かの海よりもふかく山よりも高しといふつくしみの末世にものすといふことをも、こゝをさること遠からぬみのりの筵に十こゑ一こゑの力をそへて啓しおはしまさば、狂言綺語もちりひぢの報恩にやなり侍らむかし。

只かへすがへすも、さかひはるかなるわたりにありて朝な夕なのかへりみをかきて侍ること、いかゞなりけん。すくせなりかし。願くは、聖人大とこ、みのりの力をもて、ありししるしを苔にもくたさず、草にもやつさで、鳥のあと絶ず手向ぐさのたねとなし侍らむをねぎ侍ることしかなり。

是も亦浮世なりけりなき跡を行てとふべき路あらぬ身はしたふその色をもさそへよはの月夏の、草の露のたもとにふり増る月日にそへてふかゝらししるしの石の苔のした路ねをぞ鳴からもとゝめぬ六月や消しは、そのもりのうつせみ紫の雲の行ゑもとひわびぬさかひへだゝるのりの道しは

きのふかとたどるもはかな寛やらぬいそぢの夢のながき別を

延享元年五月朔日

元本 右一章成島和鼎真跡

私に区切った第一段落は、享保十七年の三十八年忌に際して執筆した「草のはら」を適宜要約した内容となっている。冒頭近くに「国のかみなる人は源の忠雅となん申し。それにち、なるはつかへて侍りしが」とあるのは、実母の没した元禄八年当時、出羽山形藩主松平下総守忠雅に実家平井家が仕えていたことを示す貴重な情報である（「年譜稿（一）」参照）。「草のはら」では「一かたなる人は国司につかへ給ふるま、」と「国司」の実名は明記されていないかったのを補った形を取る。亡母を悼む気持ちを「たへずや苔の」の引き歌で示すのも「草のはら」と同様である。ちなみに「たへずや苔の」は、藤原俊成の「まれにくる夜はもかなしき松風をたえずや苔の下にきくらん」（新古今集・哀傷・七九六、詞書「定家朝臣母、身まかりてのち、秋ごろ墓所ちかき堂にとまりてよみ侍ける」。田中裕氏・赤瀬信吾氏校注『新日本古典文学大系 新古今和歌集』（岩波書店、一九九二年）を踏まえる。

「はからずも」から「むなしき名をさへ世にもしられ侍りしが」までは、享保十七年以降現在までの信遍の処遇の変化を背景に、控えめながらおのれの自足の思いを追加したものといえる。飛鳥山碑の撰文と御目見以上への累進はそれほどまでに大きな栄誉だったの

だろう。

羽黒山に向かう従者を極楽寺に立ち寄らせるあたりも、基本的には「草のはら」と同趣旨といつてよい。ただし、「草のはら」では「その寺の大とこ」を「良縁大とこ」と称するが、ここでは「上人良願のみもとにしかくのごとくけいす」とあって、住職の名に齟齬が見られる。転写の際に書き誤りが生じたかと推測されるが、当時の住職の名までは調査が及んでいない。松平家の居城出羽山形城の近隣で極楽寺といえ、現在の山形市六日町にある極楽寺（浄土宗）が該当する可能性があるが、果たして平井家の実母を葬った証しを得られるのかどうか、すべては今後の課題である。

第二段落冒頭の「ことし六月廿一日」以降が延享元年の事蹟の記述となる。五十年忌に当り、三十八年忌のように従者を派遣することもなく、「こしふねむき」の五文字を頭に置いた六首とともにこの文章を極楽寺に送るに留めた。五月一日付で綴ったのは、六月二十一日までに確実に山形に届くのに必要な時間を勘案してのことであろう。末尾の奥書「元本 右一章成島和鼎真跡」は、文政七年四月に『芙蓉楼全集』巻二を新見正路が書写した際に「亡母五十回忌に極楽寺へ申遣しける言葉」の原本の本奥書を記録したものと考えられる。信遍の嫡男和鼎の書写本に依拠したということであり、正路が見たのは信遍自筆本ではなかった。

なお、『芙蓉楼全集』の成立過程についても、「年譜稿（一）」に各巻の奥書をもとに略述している。ご参照いただきたい。

○十一月二十一日、藤巻教真の教えをもとにまとめた経済策を幕府に献ずるが、やがて中止の決定が下る。

〔諸家系譜〕・〔書紳遺言〕他

拙稿「成島信遍年譜稿(十六)」(『広島大学大学院文学研究科論集』七六巻、二〇一六年一二月)寛保元年十二月十八日条に掲げた『諸家系譜』の元文五年以降の記載を改めて引いておく。

元文五申年四月廿八日、経済之義伝来之法申上候処、延享元子年十一月廿一日、加納遠江守を以、右御用被仰付、松平左近将監殿え被為達、御金拾壹万両拝借被仰付、経済取懸申候処、奉行申旨有之候間、先相止可申候、追而折を以可被仰付旨被仰渡、拾壹万両之内、先達而御下ゲ被成候五万両、三ヶ月(津を見消にして「月」を傍記するー引用者注)より暫時二取揃、不残上納仕候。手先之者頭取、金座年寄板倉源次郎、井上忠右衛門、右兩人え格別之御用向骨折相勤候為御褒美、金貳百両被下置候。

次に、内閣文庫蔵『視聽草』二集之九所収「成島道策略譜」も基本的に同趣旨だが、対照の便のために当該箇所を掲げる。

同年(元文五年ー引用者注)四月廿八日、経済の義伝来之法申上候処、延享元年十一月廿一日、加納遠江守を以、右御用被仰付、松平左近将監殿え被為達、御金十一万両拝借被仰付、経済え懸候処、奉行衆申旨有之、先相止可申旨被仰渡、十一万両の内、先達而御下被成候五万両、三ヶ津より暫時不残上納仕候。

手先之者頭取、金座年寄板倉源次郎伊教、牢人井上忠右衛門某、右兩人へ格別の御用相勤二付、金二百両被下置候。

もう一つ、内閣文庫蔵『略譜』も念のため並べる。

○元文五年四月廿八日、経済之義伝来之法申上候処、延享元年十一月廿一日、加納遠江守を以、右御用被仰付、松平左近将監え被為達、金拾壹万両拝借被仰付、経済取懸申候処、奉行申旨有之候間、先相止メ可申候、追而折を以可被仰付旨被仰渡、拾壹万両之内、先達而御下ゲ二成候五万両、三ヶ津より暫時二取揃、不残上納、手先之者頭取(金座年寄坂倉源次郎、牢人井上忠右衛門ー以上割書(引用者注)、右兩人え格別の御用向骨折相勤候二付、褒金貳百両被下。

以上三点、同一の記録に依拠しつつも相互に小異あって、いずれをもつとも信頼し得るのか、容易には決められない。疑問の一つめは「三ヶ津」の箇所であり、『諸家系譜』のみ「津」を見消にして「月」と改める。三ヶ月のうちに五万両を返上するという趣旨と理解して、『諸家系譜』の書写者は手を入れたのであろう。しかし、「三ヶ月より」の「より」が文脈上何とも落ち着きが悪く、この訂正が妥当であるとは疑問なく首肯できるとはいえない。 「三ヶ津」であれば、次に掲げる「有徳院殿御実紀附録」巻九の記事とも関連づけられそうである。

道筑年頃おもひけるやうは、太平日久しく、諸民末にはしり、年豊なれば穀いやくもの貴くして、武家の輩これがために困

究し、年みのらざれば穀忽に貴くなりて、農商飢に及べり。いかにもして年の豊凶をとはず、江戸、京、大坂三都の米価を平均して、貴くもいやしくも御心のまゝになし、四民を安からしむることこそねがはしけれと思ひ、筆を取てのがかうがへしむねを記せしに、其頃一隠士の口訥して、一丁字もしらざるもの来りて、日ごとにこれをたすけ、六年をへて集成せしかば、うち御覽せさせ奉りしに、汝が議し申如く行はれなば、我子孫までも永く心安かるべし、されど今此法行ふべき人を得がたしと仰られしが、猶も御心に叶ひしにや、松平左近将監乗邑に下して議せしめられしに、乗邑もしかるべしと申ければ、御英断ありて、既に天下に令せらるべかりしに、勘定奉行神尾若狭守春央さへぎり申事有てその事やみぬ。（貽謀録）（『新訂増補国史大系 徳川実紀 第九篇』〔吉川弘文館、一九九二年五刷〕二二二頁）

信遍の狙いが「江戸、京、大坂三都の米価を平均」することにあつたとすれば、「三ヶ津」即ち三都に五万両を送つて経済策に取りかかった矢先の中止決定を受け、回収に乗り出すよう指示を受けたと取るのが自然な解釈となろう。ここは『諸家系譜』の訂正を勇み足と見ておく。

もう一点は金座年寄の姓で、これは『略譜』の「坂倉」が正しい。また、「成島道筑略譜」では実名「伊教」が明示されており、後に引く信遍の逸話集『書紳遺言』（宮内庁書陵部蔵『片玉集』前集巻

四所収）の著者その人であることが判明する。

「年譜稿（十六）」寛保元年十二月十八日条で述べたように、藤巻教真の教えを受け、池上幸政という協力者も得て上書された新田開発と、拙稿「成島信遍年譜稿（十四）」（『広島大学大学院文学研究科論集』七三巻、二〇一三年十二月）元文五年四月二十八日に立項した経済に関する献策とは、教真の理念を具体化するという点で軌を一にし、また互いに関与する政策として信遍の中に位置づけられていた。「有徳院殿御実紀附録」巻九に見える「一隠士」が教真のことを指すのはいうまでもない。勝手掛老中として財政をあずかる松平左近将監乗邑にまで情報が上がって十一万両の拝借が決まったとあれば、信遍としても教真の策がこれから結実してゆく様子がありありと思ひ浮かべることができたに違いない。それだけに突如として下った中止の指示が信遍を落胆させた度合は大きかったはずである。

この事業の実務を取る予定だった坂倉源次郎伊教の『書紳遺言』には、当事者ならではの生々しい証言が残る。

一、安民の道をも志願となされて、田舎の人の申事にても世に益ある事は御取用ひ被成しに、藤巻教真といひける隠者ありしを師の如くに崇敬被成、其得たる事どもを数年をへて悉習ひとらせられ、熟せし上にて御上へ被仰立ける。其事は金穀富饒になるの道、また海辺を田地にひらき、窮民をたすくるの術なり。幾程なくて教真病死して其跡へ御沙汰出て、金穀の事は町

御奉行へ被仰付、一旦しきほどこされけれども、商家の利を争ふ沙汰により其事やみける。開墾の事は勘定御奉行へ被仰付、御しらべ有けれども、御奉行方小量にて御腹へ入かねたるや、終に不被行して是もやみける。其開墾の伝は池上太郎左衛門さづけられ、大師河原にて法之通海辺開発して新田成就いたし、今古田のごとくになりたり。金穀の事はそれにてやみはて、其術を受得たる者もなし。国家の為には残念なる事也。

文中「金穀富饒になるの道」と「海辺を田地にひらき、窮民をたすくるの術」が並記されるのは、先程述べた二つの事業の関係を説明する文言として貴重である。教真の病死の後、「金穀の事」は町奉行、「開墾の事」は勘定奉行にそれぞれ実行が命ぜられたが、「商家の利を争ふ沙汰」や「御奉行方小量」のために挫折し、新田開発のみ池上幸政の努力で成就に至るという経緯は、『諸家系譜』等の公的な系譜や、事実を明瞭に語ろうとしない「有徳院殿御実紀附録」巻九所引「貽謀録」のみでは伝わらない裏事情を直接知る当事者だからこそ書き残すことができたのである。

○ この年か翌延享二年、あるいは延享四年に、五女功が池上幸政の養女となる。

すでに拙稿「成島信遍年譜稿(十)」(『広島大学大学院文学研究科論集』六八巻、二〇〇八年(二年)に記したように、五女功が生

まれたのは「仰をうけて飛鳥山に石ぶみたてし時」(功の追悼文「梅崎みたまの記」、即ち元文二年のことである。その功は宝暦六年五月二十九日に没することとなるが、養父となった池上幸政(のち幸豊)は、功の追悼文「五月の雨」(『池上家文書』第一輯「池上文庫、一九四〇年」所収)を著し、功を養女として迎え入れた年を「抑此人とし僅八歳といひしころよりわが家にむかへとりて日にそひ月にそひつ、およすけ行を」(九三頁)と書き残している。元文二年に生まれた功が八歳となるのが延享元年のこと、この年に養女となつた可能性があるので項目として立てた。ところが、幸政本人が「博望舎日記 一」(『池上家文書』第六輯所収)では「信遍の未女すめみをみづからが養ひ娘としてよび迎へしは延享四卯年八月廿五日なり」(八頁)と明言しているのだから、何が本当なのかさっぱりわからなくなる。しかも、信遍の記すところでは延享二年の事蹟とも考えられる(延享二年の項で詳述予定)ので、それぞれの年の項目として検討を加える必要が出てくる。この功にまつわる年立については、どうも幸政に誤認があるようで、その概略は拙稿「近世冷泉派歌人としての池上幸豊」(『大江戸マルチ人物伝 池上太郎左衛門幸豊』(川崎市市民ミュージアム、二〇〇〇年二月)所収)の注(5)(八八・八九頁)において述べた。今後の考証とも記述が重複することとなるが、ご理解頂きたい。

延享二年 乙丑 一七四五 五十七歳

○ 正月十日、小性土岐左兵衛佐の任務変更につき、川口頼母と面談。書物の出納の仲介をする。
〔幕府書物方日記〕（十八）

今日御殿へ罷出、左兵衛佐へ申込候処、御用取込ニ付、道筑出合申聞候ハ、左兵衛佐殿今度別ニ御請御用被仰付、外之御用ハ御取合無之候、後刻御前退出之節委細承置候而、相成候ハ、今日中御書物下ゲ可申候、左も無之候ハ、明後日之義ニ成可申候、有無之義後刻案内可有之由ニ付、御藏え罷歸候処、八ツ時道筑より手紙到来、先刻之義左兵衛佐え申上候処、明後十二日委細可被仰談候間罷出候様ニと申来候ニ付、遂吟味、八部書付今朝以道筑差出し候。礼儀類典編次目之外、似より候御書物御藏之分書出し候様ニ、先日左兵衛佐被申渡候。

小性土岐左兵衛佐が「別ニ御請御用」を仰せ付けられた詳細は不明だが、その業務に忙殺されて、これまで奥に差し出された書物の返却がいつになるのかわからなくなるほどで、信遍が奉行の川口頼母と土岐の間の連絡役を果たすことでようやく出納業務は動きつつあったようである。頼母から受け取った「八部書付」とは、正月八日に奉行へ「礼儀類典編次之外、禁裏御日記類之御書物書出し候様」（正月八日条）調査指示が下ったことに対する報告の提出を意味する。年明け早々、吉宗周辺で儀式の調査が集中的に行われ始めたことが知られるが、この年三月に行われる法華八講の準備かもしれない。

い。なお、次の一つ書には、

先達而左兵衛佐被相渡候礼儀類典編次目一冊、今朝以道筑致返卻候。

とあり、正月四日に土岐から御文庫に渡された「礼儀類典編次目」の奥への返却を仲介したことも知り得る。

○ 正月十八日、土岐左兵衛佐に返却済みの「礼儀類典」首巻一冊の凡例を見たい旨の申し入れを川口頼母から受け、取り継ぐ。
〔幕府書物方日記〕（十八）

此間土岐左兵衛佐え相返し候礼儀類典首巻一冊、凡例見合度候ニ付、成島道筑を以申入、又々相下ゲ候。

この前後、奥と御文庫の双方で「礼儀類典」の調査研究がしきりに行われている。その一環として信遍の介在があった。

○ 三月十三日より十七日まで、紅葉山にて法華八講行われる。十五日の法会を見物し、「八講私記」（『全集』巻二）を記す。

（「八講私記」、『諸家系譜』他）

まず成島家の系譜三種を通覧してみる。

一 延享二丑年三月十五日、紅葉山御八講之節、紅葉山八講法会録編輯被仰付、其外仮名記をも献上仕候。
（『諸家系譜』）

同二年三月十五日、紅葉山御八講之節、法会録編被仰付。

(成島道筑略譜)

一延享二年三月十五日、紅葉山御八講之節、紅葉山八講法会録編輯被仰付、其外仮名記をも献上。

(略譜)

右の『諸家系譜』と『略譜』に見える「仮名記」が「八講私記」に該当するであろう。それとは別に信遍は「紅葉山八講法会録」の編集に携わったと、三つの系譜は主張する。このことに關しては、「有徳院殿御実紀附録」卷三に、

今度八講の記を林大学頭信充に作らしめられ、岡本善悦豊久に図をかゝしめて御府に藏め給ふ。其序は成島道筑信遍仰を奉はりて書ぬ。信遍また此時の事ども、仮名につゞりて奉りしなり。

(『徳川実紀』第九篇一五三頁)

とあつて、林信充が編集し、岡本善悦が絵図を描いた「八講の記」に信遍が序文を寄せたことになっており、この事実が確認できれば、確かに信遍が編集に参画したといえる。果して資料による裏付けは取れるのだろうか。

最も流布する「有徳院殿御実紀」卷六十一には五日間の行事の詳細が記録され(『徳川実紀』第九篇一一三―一一八頁)、「日記」の他に「林記」「成島記」に依拠することが示される。林家とともに成島家が記録の作成に従事したことを窺わせるが、「成島記」が他ならぬ「八講私記」を指す可能性もある。

次に、磯野政武『仰高記』(国立公文書館内閣文庫蔵)の記事を

見る。

延享二乙丑年三月十三日より十七日にいたり、於紅葉山御染筆法華八講被為修は、去年松平左近将監へ被仰出候は、御代に被為成、是迄御代々の御法会は御執行被遊候へども、東照宮之御法会のみ不被遊御修行候、依之来年於紅葉山法華八講可被遂行旨、然ば法華經御書写可被遊との御事に而、乙丑正月八日より御書写始也。依之御八講と唱へべからず、御染筆法華八講と可唱との御事也。これにつき、去年頃より諸書の御見合、禁裏御八講、日光山御八講之記、又扶桑拾葉集等より数多書被仰付、政武も写候。(中略)

右御染筆法華八講之記、林大学頭父子蒙台命、且絵巻物は岡本善悦(御同朋格奥詰也)以上割書(引用者注)へ有仰、明細に筆之。但此記の事は先中清書にて上り候所、事詳には記候へども未思召被為有候御様子、先以東照宮百三十回之御忌に当り給ふによりてと有之文領甚不^{マカ}宜、林家の心得違如件認候而は、深く御肝要の思召は一向無になり候との御沙汰也。但政武初御染筆の節掛り被仰付(都而両頼御小性にて五人也)以上割書(引用者注)、又八講の節御簾之役相勤(御小性都合六人)以上割書(引用者注)、彼是蒙仰事、別而冥加に叶候次第也。

右御願文・御諷誦文の正しき写も政武戴之而秘藏といへども、憚を顧てこ、に不記。

本文は紅葉山法華八講の準備を身近に目睹した政武ならではの証言といえるが、信遍との関わりでいえる寧ろ付記の方が有益である。「御染筆法華八講之記」の編集が「林大学頭父子」に命じられ、「絵巻物」の製作を信遍と同僚の絵師岡本善悦が仰せつかったとの記述がある一方で、信遍の関与を示す情報は一切語られない。しかも「御染筆法華八講之記」は「中清書」の段階で留められた、つまり浄書本として完成を見なかった、その理由として、林大学頭の選択した表現に東照宮を蔑ろにするかのような文意を読み取った吉宗の不興があったというのである。これが事実であれば、信遍が関わるはずの編集作業は実は途中で挫折していたことになる。政武は「御願文・御諷誦文の正しき写」を秘蔵する旨を記すが、幕府の公的な記録とは性格を異にする。ここでも信遍の関与は資料の裏付けを得られない。

なお、内閣文庫には『延享八講秘録』二冊（請求番号 一九三一三九七）と『紅葉山八講御法会日記』九冊（請求番号 一五三一二二〇）が伝わり、この時の法華八講の記録が細大漏らさず収録されているが、そこにも信遍の名前は見えなかった。林大学頭・林内記については、延享二年三月二十七日に「今度八講二付、兩人詩作差上、殊ニ紅葉山え日々相詰候二付、拝領物被仰付之」としてそれぞれ「時服二」を拝領し、四月朔日には「今度八講二付而、於其方御記録編輯可仕候」との命を松平左近将監から申し渡されていることが確認できる（いずれも『紅葉山八講御法会日記』第九冊）。少

なくとも公的な事業としての記録編集の役目において、公認の林家と信遍との間には大きな懸隔があったといわざるを得ない。信遍の任務はあくまでも私的な記録を作ることにあつたのではないか。成島家の系譜が「紅葉山八講法会録編輯被仰付、其外仮名記をも献上仕候」（『諸家系譜』）のような書きぶりを取っているのは、「八講私記」以外に確たる著述を残さなかった信遍の活動をやや過大に言挙げしようとする子孫の意図を反映していたからではなからうか。現時点では、少なくとも公的には信遍の関与はなかったと見るほかはない。

「八講私記」の諸本で管見に入つたのは、『全集』卷二の他、内閣文庫蔵『雑記』（請求番号 二一七―四一）所収本、茨城大学図書館蔵『成島道筑翁文集』（請求番号 五―一―一九〇）所収本、以上三種である。このうち、『全集』卷二所収の「八講私記」末尾には、次のような奥書が存する。

右八講私記一卷、以信遍自筆一卷校合訖。 日 源正路 廿天保第三暮春十七

「年譜稿（一）」に述べたように、正路が『芙蓉楼全集』の各巻を写したのは文政七年四月から七月にかけてのことである。天保元年に成島家の蔵書が火事で焼失した後、正路は成島家以外に伝存した信遍自筆本を借覧し、「八講私記」や「なには草 一」、「春の御船」の三点に校合を加えた。『全集』に入る「八講私記」の書き入れによって、今は伝存しない信遍の自筆本の本文を知り得る。『雑記』や『成島道筑翁文集』所収本の本文は、基本的には『全集』本のもと同

系統であるが、部分的には自筆本の表現を取り込んだ箇所もある。自筆本は流布した本文の不備を修訂する目的をもって作成されたと思しいが、いつの段階で信遍が手を入れるに至ったかは分からない。それはともかく、『全集』本は明治になって修史局が謄写した本だけに、本文上の疑問点は皆無とはいえないものの、信遍の推敲の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記することとする。

以下、『全集』巻二の本文を底本とし、正路の校合書き入れのある箇所や、『雑記』や『成島道筑翁文集』によって『全集』本の誤りを訂し得る箇所に(1)以下の番号を付して、底本との異同を示す。たとえば、題名の「八講私記」の右に「紅葉山八講私日記 自筆本」と正路によって校合結果を書き入れてあるのを、

(1) 八講私記―紅葉山八講私日記 自筆本(自)

のように示す。(自)は自筆本の意味である。また、『雑記』の本文は(内)、『成島道筑翁文集』の本文は(茨)で示す。なお、修史局の係員による見消訂正の箇所は、訂正後の形で示した。

八講私記^①

紫の庭にして御八講行はれけるはじめは、天暦の御宇にぞありける^②。わがたつ袖とよみ給ひし聖、法華のまきく、ようをあげてかうぜられけるなん、八講の濫觴とはいへり^③。しかしより後、雲のうへにてもまれく^④行はれたるあと、後の

世となりて^⑤、省略あるさま、被物^⑥の日記など聞えし、二百余年のむかしに聞えぬ。抑^⑦二荒のみ山にして、東照宮三十回御忌に、みやこより^⑧行はれ^⑨て、今のむかし百とせば^⑩りにありしとかや^⑪。その事の厳きおもりかなるは^⑫、ことの葉も絶て侍ること、ぞ^⑬。

されば法花を経の王とし、みのりの頂にすなる例あれば、これを講ぜらるゝや、本のこととはりなるべき^⑭。これに何くれの経々とりそ^⑮へて十講已上に及び、莊嚴のやう^⑯も世々にくは、り、月日さすみやのわたりにも行はれたるとか^⑰。諸宗の僧もつどひぬれば^⑱、議論まちく^⑲なる故、いにしへは事^⑳いできぬるためし^㉑ありとて、つはものゝそなへなども内々ありし^㉒こと、なん、すけのかたりし^㉓。

こたびは、関東よりの御さたのみにあらず、又は雲井の春の勤にもよらず、東叡大王に申させ給ひて^㉔行はせ御座すよしなり。二あれのみ山のむかしの俳計をうつされ、萬にことそぎ行はるゝことは^㉕、世の過奢をいましめ^㉖、民の歎きをしろしめすの^㉗ゆへにやあらん。かゝれば、弥生の十三日より、同じき^㉘十七日をかぎり、五日のほど、もみち山にして行はる。忌べき事の^㉙かぎり、厳重に御^㉚さたあり。御とのに伺候^㉛のもの、しもがしもまでこれをつゝしむ。

御もふでは十三日・十五日・十七日と定まりぬ^㉜。十五日は中日に当ぬ^㉝れば、御ともにくは、り、御^㉞法会の次第拝し

③⁴ 奉るべき、うちく⁴⁷のふかき御めぐみ、他⁴⁸の心のいひいでんかたなし。まいて、下が下にあるきはなるをや。つとめてまかでぬるに、もとのみあらかをめぐりて軒廊をしわたし、数千歩の地を覆圧し、あらたなるうちはし、渡殿、すき間もあらず作りそへられたり。翡翠の御簾風にうごき、斑爛⁴⁹のとばり日にかゞやく。神前の左に、講師・読師の高座を設て、五人あまりにや、梯⁵⁰して升降す。東叡大王・梶井宮の御座、其右にあり。高麗はしの畳を、けり。御座をはそのうしろつかたにわづかにしきて⁵¹、儲君已下の座とす⁵²。所せげなり。その内に⁵³、陪従の人々入立なれば⁵⁴、錐をたつるひまなし。かうらんをよちてわづかにのぞみたれど、諸の莊嚴にへだてられて、物の色めわくかたなし⁵⁵。二師は叡岳の高徳をゑらばれて、それにむかひて衆僧の座いしだつもの、こゝら設け⁵⁶、経ばこは⁵⁷まへにす⁵⁸。集会所など⁵⁹、かくれのかたにあるべし⁶⁰。階下の左の廊に、施物・打枝・采葉・汲水の具など、玉をかざり、金をちりばむ。此世にあるべき物ともなし。

南のかたに舞台⁶¹あり。雨儀の用意におほひわたしぬ。台の左右に月日をわかち⁶²、鳳凰雲竜をほりちりばめたる鼓⁶³、高式丈ばかりにや、そのまへに振舞の鉾をよそひ、うしろに帷をたる。からにしきめもあやなり。そのかげに候せる伶人七十余となむ。とりかぶととりきてならべり。長廊をおもてのかたにしわたさる。その庭にはたつがしらはた色々にさうぞき

たり⁶⁴。あらたに鑄られ⁶⁵たる鐘あり⁶⁶。白⁶⁷丁是を役して⁶⁸うつ。卯のさがりなるべし。伶人一つらばかり⁶⁹、ぼさちのおもてきて、花を折、宮をむかへ奉る⁷⁰。輦よりくだらせ給へば、楽頭にやあらん、祿給はせ給ふを⁷¹、拜舞してしりぞく⁷²。やがて樂起り、てふとりのわらはべ、左右の伶人十つらばかり⁷³、宮の御さきにたちて⁷⁴、樂を奏す。堂童子、花をつむ。十大⁷⁵弟子、黒き衣に白き⁷⁶袈裟し⁷⁷て、花をつみ、出きたれり。宮二方は、楽音にしたがひて⁷⁸、升階せさせ給ふさま、いとゆうなり。衆僧の座定まるをまちて跪座し⁷⁹おはします。萬の事は威儀師とりおこなへるなるべし。惣らいと二声となふる⁸⁰とき、衆僧礼す。磬なりて称名をはじむ。金をだみ玉をかざる花宮に⁸¹、天花をもる⁸²。五位の人⁸³、五十余人の僧衆に⁸⁴これをさづく⁸⁵。行香などいふことは⁸⁶、高家の人、かうろを威儀しよりとり伝へて宮二方にまいらす。扱、香をわかちまいらするを掌にうけさせ給ひ、衆僧みな此のごとく⁸⁷かうろまいりて、みなこれにうつさる。

次に行道あり。かい下に下らせ給ふ⁸⁸。伶人樂を奏して⁸⁹、御さきにまいる。いぎしみちびき奉り⁹⁰、采葉・汲水の具⁹¹、僧侶⁹²になひて御しりへに行導す⁹³。打枝は高家の人これをとれり。桐に鳳凰、立花をも⁹⁴、菩提樹をも⁹⁵、白がねのこがねもてつくり⁹⁶、いつくしさいはむ方なし。行導ある事二度、階をのぼりて座につかせ給ふ。衆僧も又しかす。論議あり⁹⁷、正副

の二名あり⁽⁸⁴⁾。問者有⁽⁸⁵⁾、講・読二師これに⁽⁸⁶⁾。答す⁽⁸⁷⁾。正儀は
宮・大王かはる⁽⁸⁸⁾せさせ給ふ⁽⁸⁸⁾。其語は別にしるせり⁽⁸⁹⁾とな
ん。衣かつけらる。

次に神酒頂戴おわします。楽あり⁽⁹⁰⁾。舞の袖を襪す。やがて
退出あり⁽⁹¹⁾。五ヶ⁽⁹²⁾日、大やうかくのごとし。只被物・行香・
行導などなきのみなりとなん⁽⁹³⁾。

抑⁽⁹⁴⁾百余年⁽⁹⁵⁾にしてかゝるみのりを見聞も、御代の御⁽⁹⁶⁾恵
のあまりなるはや⁽⁹⁷⁾。かけまくもかしこき⁽⁹⁸⁾がうへ⁽⁹⁹⁾、かく⁽¹⁰⁰⁾
御法会行はせ給ひ、御⁽¹⁰¹⁾みづから御経⁽¹⁰²⁾書写せさせ⁽¹⁰³⁾おはし
ますなど⁽¹⁰⁴⁾、神慮もなかよろこばせ給はざらむや⁽¹⁰⁵⁾。萬のこ
と滞かたなく⁽¹⁰⁶⁾、甘雨世をうるほし⁽¹⁰⁷⁾、恵⁽¹⁰⁸⁾風枝をならさず、
一日の法会、天人合応のすがたをうかへり。物の上手ども、
家の風吹つたへたるさうひちりき、みのりの声にあはせて⁽¹⁰⁹⁾、
妙香のか御⁽¹¹⁰⁾堂にみち、萬のきよら莊嚴のさま⁽¹¹¹⁾、いける仏の
みに、もまさり⁽¹¹²⁾ぬらんかし。

まいて本支蕃衍⁽¹¹³⁾します。天が下の御ひかり、こまも
ろこしにもかゝりきわたり、望月のかけたることもあらぬみあ
りさまを、まのあたりに見奉ることよと、身のしもなるをもわ
かず⁽¹¹⁵⁾、ひとへに寂光浄土に生れ出たる夢にやあらん、現に
や⁽¹¹⁶⁾とたどりぬるあまり、拙き筆にかたはし⁽¹¹⁷⁾ど⁽¹¹⁸⁾もうつし
とめて、子の子の世にもかはり⁽¹¹⁹⁾つぐ因縁と⁽¹²⁰⁾もなさまほし
くて⁽¹²¹⁾なん。

時は延享乙丑春三月望日⁽¹²²⁾

信遍⁽¹²³⁾

- (1) 八講私記―紅葉山八講私日記 自筆本(自)
- (2) 御宇にぞありける―あめのしたしろしめすとときにぞあんなる(自)
- (3) いへり―承る(自)
- (4) まれ―まれ―に(自)
- (5) たるあと、後の世となりて―ナシ(自)
- (6) 被物―きぬかづけ(自)
- (7) 抑―いでや(自)
- (8) みやこより―都にて(内)
- (9) れ―せ給ひ(自)
- (10) ばか―あま(自)
- (11) しょやか―けるよし(自)
- (12) は―ナシ(自)
- (13) こと、ぞ―となむ(自)
- (14) き―し(自)(茨)
- (15) そ―加(自)
- (16) やう―さま(自)
- (17) か―なむ(自)(茨)
- (18) ぬれば―ナシ(自)
- (19) 事―ナシ(自)

- (20) ためしーためしも（自）
 (21) ありしーある（内）（茨）
 (22) しーき（自）
 (23) てーナシ（自）
 (24) ことはーことは、ひとへに（自）
 (25) いましめーしめし（自）（内）（茨）
 (26) のーナシ（自）（茨）
 (27) 同じきーはじめて（自）
 (28) 事のーナシ（自）
 (29) 御ーナシ（自）（内）（茨）
 (30) 御とのに伺候ー柳営執候（自）柳営伺候（茨）
 (31) ぬーナシ（自）
 (32) に当ぬーな（自）にあた（内）
 (33) 御ーナシ（自）
 (34) 拝しー拝み（自）
 (35) 他ー池（茨）
 (36) 梯ーきざはし（自）
 (37) わづかにしきてー設け（自）
 (38) とすーその跡にあり（自）
 (39) その内にーナシ（自）
 (40) 入立なればー立入なれば（自）
 (41) かうらんをーわくかたなしーナシ（自）

- (42) 設けー設けらる（自）
 (43) はーナシ（自）
 (44) すー有（自）
 (45) などーかたわら（自）
 (46) べしーとなん（自）
 (47) 舞台ー舞の台（自）
 (48) 台の左右に月日をわかちーナシ（自）
 (49) をほりちりばめたる鼓ーの鼓日月ヲかざる（自）
 (50) たりーたりつ（自）
 (51) られーナシ（自）
 (52) ありー楼にあり（自）
 (53) 白ー仕（自）
 (54) 役してーナシ（自）
 (55) ばかりーナシ（自）
 (56) 奉るー参らす（自）
 (57) せ給ふをーりて（自）
 (58) してしりぞくーす（自）
 (59) ばかりーナシ（自）
 (60) てーナシ（自）
 (61) 十大ー十大之（自）
 (62) 白きーナシ（自）
 (63) しーを具し（自）

- (64) てーナシ(自)
- (65) しーせさせ(自)
- (66) となふるーよばう(自)
- (67) 金をだみ玉をかざる花簀にー花簀、金をだみ玉をかざる
(自)(内)(茨)
- (68) るーりて(自)
- (69) 人ー諸太夫(自)
- (70) の僧衆にー緋の袍を着て(自)
- (71) さづくーわたす(内)(茨)
- (72) さづく。行香などいふことはー威儀よりとり伝へて宮二
方には(自)
- (73) かうろを威儀しよりとり伝へて宮二方にまいらす。扱、
香をわかちまいらするを掌にうけさせ給ひ、衆僧みな此の
ごとくー参らす。諸太夫は衆僧につたふ。宮の御掌に香を
わかち参らするをとらせおはし、衆僧もまたしかなり(自)
- (74) ふーへば(自)
- (75) してーす。みな(自)
- (76) 奉りー奉れり(自)
- (77) 具ー具ども(自)
- (78) 僧侶ー僧侶さうぞきて(自)
- (79) 行導すーしたがふ(自)
- (80) をもーナシ(自)
- (81) 樹をもー子の木(自)
- (82) りーる(自)
- (83) ありーナシ(自)
- (84) 名ありーとをりなり(自)
- (85) 有ーに對して(自)
- (86) にーを(自)
- (87) すーふ(自)
- (88) 給ふーおはします(自)
- (89) せりーさる(自)
- (90) ありー音、雲に徹す(自)
- (91) ありーを奏す(自)
- (92) 五ヶー五ヶの(自)
- (93) なりとなんーにて朝座・夕座のあり(自)
- (94) 抑ーいでや(自)
- (95) 百余年ー百余年余り(自)
- (96) 御ーナシ(自)
- (97) はやーべし(自)
- (98) かしこきーかしこき御(自)
- (99) がうへーがうへにして祖考の(自)
- (100) かくーナシ(自)
- (101) 御ーナシ(自)
- (102) 御経ー御経をも(自)

- 103 せさせーナシ（自）
 104 すなどーしけるとや（自）
 105 神慮もなどかよろこばせ給はざらむやーナシ（自）
 106 くーきも（自）
 107 甘雨世をうるほしー神の御こゝろにかなはせ給ひけるに
 や（自）
 108 恵ー恵の（自）
 109 あはせてー吹あはせて（自）
 110 御ーナシ（自）
 111 さまーすがたにかほりあひたるは、ひとへに
 112 まさりーまさりて侍（自）
 113 衍ー燕（自）
 114 ましますーナシ（自）
 115 しもなるをもわかずーいやしきをもわすれ（自）
 116 あらん、現にやーナシ（自）
 117 かたはしーそのかたはし（自）
 118 どーを（自）
 119 かはりーかたり（内）語り（茨）
 120 とーに（自）
 121 なさまほしくてーせまほしとかくかひつらねけると（自）
 122 春三月望日ーのはる弥生望の夜しるし畢ぬ（自）
 123 信遍ー源信遍（自）

〔付記〕

本稿は、平成三十年度科学研究費補助金基盤研究（C）「成島
 家を中心とする近世中後期幕臣文化圏の研究」による研究成果の
 一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (18)

Keiichi KUBOTA

Previously, I wrote about Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1743 in serial form. This paper presents the articles provided to him at the end of 1743 and in 1744 and 1745.

In October 1743, Ishijima Tsukuba forged Nobuyuki's farewell poem for Nakamura Tomijuuro, a famous actor who left Edo for Osaka. Moreover, in 1743, Nobuyuki named the house of Ikegami Yukimasa *Hakubousha*.

On May 1, 1744, Nobuyuki mourned his birth mother who had passed away in 1695 and was buried in the graveyard of the Gokurakuji Temple. On November 21, 1744, Nobuyuki proposed a plan to stabilize prices based on the theory of Fujimaki Norizane. However, a high government official of the Tokugawa Shogunate quickly ordered it to be stopped.

In March 1745, Hokke Hakkou, a religious ceremony by the Tokugawa Shogunate, was held; Nobuyuki made a *Hakkou Shiki*, a record of the ceremony.

As usual, Nobuyuki served as the mediator between the dignitaries of Tokugawa Yoshimune and the librarians of Momijiyama Library.